

	質問	回答
1 エラー 対応	1 公費負担者番号をご確認ください。 (生年月日と請求公費不一致)	乳幼児(82・72)にみられるエラー 82(県単独助成):入院は6歳を迎えた年度末まで 外来は3歳の誕生日末まで 72(市町単独助成):入院は小学校入学した4月から 外来は3歳の誕生月の翌月から ※公費負担者番号を82から72へ変更する場合、最後の1桁も 変更しますので、受給者証をご確認ください。
	2 請求内容の確認をお願いします。	明細書の記載内容で不整合があり、原因が明確でない。 主な理由) 1.他法公費種別欄に○があるが公費負担額及び自己負担額 が未記入。 2.他法公費種別欄、公費負担額、自己負担額の記載はあるが 対象点数の記載がない。 3.一部負担割合と請求金額が不一致。 4.給付割合が医療制度上又は公費種別と不一致。
	3 前期高齢者は特記事項欄に所得区分の記 載が必要となります。	前期高齢者は高額療養費制度の見直しに伴い特記事項欄に 所得区分(26～30)の記載が必須となっています。限度額認定 証の提示がない場合、3割は区分26、2割は区分29と記載してく ださい。
	4 記載漏れまたは番号不一致	記載漏れ、番号誤り、桁数超過、桁数不足 ・公費負担者番号(8桁) ・公費受給者番号(7桁) 受給者証を確認してください。
	5 国保・後期の方は診療報酬明細書でご請求 ください。	福祉医療費支給申請・請求明細書でのご請求対象は社会保 険と医師国保や歯科医師国保などの国保組合です。市町国保 や後期高齢者は診療報酬明細書をお願いします。
	6 自己負担月額・公費負担額・備考欄のもれ または不一致	他法公費種別欄に○があるが公費負担額及び自己負担額が 未記入。
2 簡易入カ ツール	1 簡易入力ツールが壊れた。	お手数ですが愛媛県国民健康保険団体連合会ホームペー ジから再度ダウンロードしてご利用ください。
	2 過去の実績から申請書データを呼び出し たい。	申し訳ございません。その機能は検討の結果、選択誤り等 による請求ミスを防止するため付けておりません。
	3 簡易入力ツールを使って請求する場合、 電子化に係る申請は何が必要ですか。	請求手段によって異なります。 CD-R・FD:申請は何も必要ありませんのでそのままご請求 ください。 インターネット:環境に関する事前調査シート、請求用パ ソコンの認証作業が必要です。 既に導入されているシステムの場合はテストから実施いた しますので、詳細は本会ホームページをご確認ください。
	4 「傷病名及び期間」欄がありませんがど こに入力すればよろしいでしょうか。	電子請求の場合は入力不要です。
	5 スポーツ保険分などの記載は今までどお り「備考欄」に記載するのでしょうか。	お見込みの通りです。半角で200文字(全角100文字)まで 入力可能です。
	6 複数人で入力できるでしょうか。	入力可能です。ただし、請求データは1つにしてください。必 要がありますので、3電子請求の7に記載の通りUTF-8に 対応したソフトで複数のCSVデータを一本化してご提出く ださい。

3 電子請求	1	申請書の提出期限は考慮されるのでしょうか。	提出期限は毎月10日必着です。ただし、電子分は10日までにご提出いただいた場合に限り、概ね14日まで差替え可能とします。なお、差替えを希望される場合は、必ず事前に電話で差替え可能日をご確認ください。
	2	関連機関の請求を一括して作成または取りまとめしていますが、機関別にCDを作成する必要がありますか。	CD1枚にまとめてください。その時にファイル名が同じでは上書きされますので、ファイル名を「yyyymm医療機関番号」（yyyymmは請求年月）にするなど対策が必要です。CDの表面にはひとつの医療機関番号を記載し、最後に「等」を記載ください。
	3	電子請求化とは、インターネット請求限定ですか。	電子データをCD-R等に格納し郵送にてご請求していただくことも電子請求化です。
	4	請求媒体にUSBは使用できるのでしょうか。	申し訳ございません。USBでの請求は受け付けておりません。理由は請求いただいた媒体はお返しできませんのでCD-RまたはFDでお願いします。
	5	過誤で返戻された申請書は、過誤決定通知書を付けて再請求していましたが、電子ではどのようにすればよいでしょうか。	過誤や返戻などの申請書を再請求する場合も電子でご請求ください。過誤依頼書（過誤付せん）などの返送は不要です。
	6	電子請求の場合、総括表は紙で提出するのでしょうか。	電子請求の場合は総括表は不要です。申請書情報だけをご提出ください。
	7	申請書データの内容を確認したいので、CSVデータを展開してもいいでしょうか。	CSVデータを展開する場合は文字コードがUTF-8に対応したソフトで展開してください。ダブルクリックなどで展開するとファイルが破壊され本会で取り込めなくなり、再提出していただくこととなります。※「UTF-8に対応したソフト」は無料のソフトもあるとのこと。
	8	CD-Rのラベルはシールでないためですか。	可能であればCD-Rの表面に直接記載してください。ラベルを貼る場合は媒体からはみだしたり、穴をふさいだりしない大きさでお願いします。記載する内容は「社保福祉 医療機関番号」だけでかまいません。また確認試験の場合は「試験用」と朱書きしてください。
4 新様式（連名簿形式）	1	連名簿形式に変更後の総括表は必要ですか。	不要です。
	2	連名簿形式では福祉公費種別ごとに分けて作成する必要がありますか。	ありません。81、82、83、71、72をまとめてご請求ください。
	3	連名簿形式の申請書をエクセルで提出することは可能でしょうか。	エクセルでご提出いただきたいです。CD-Rに格納し、「社保福祉」と医療機関番号を記載してご提出ください。※その場合申請書の行数追加など様式の変更はしないでください。
	4	同一法人で複数の保険医療機関の事務を一括していますが、連名簿形式の申請書は機関ごとに分ける必要がありますか。	請求機関ごとに分けてご提出ください。ただし、エクセルの場合は1枚のCD-Rに複数の請求を格納していただいてもかまいませんが、ファイル名は保険医療機関番号にしてください。
	5	令和5年12月に返戻された申請書を令和6年2月に再請求する場合は新様式での請求でしょうか。	お見込みの通りです。旧様式ではエントリーできませんので返戻させていただきます。
	6	令和6年2月の様式変更後に返戻される申請書も連名簿形式でしょうか。	申請書を返送する場合は、訂正箇所を明確にするため旧様式で返送します。ただし、再度ご請求いただく際は旧様式を訂正するのではなく、連名簿形式でご請求ください。